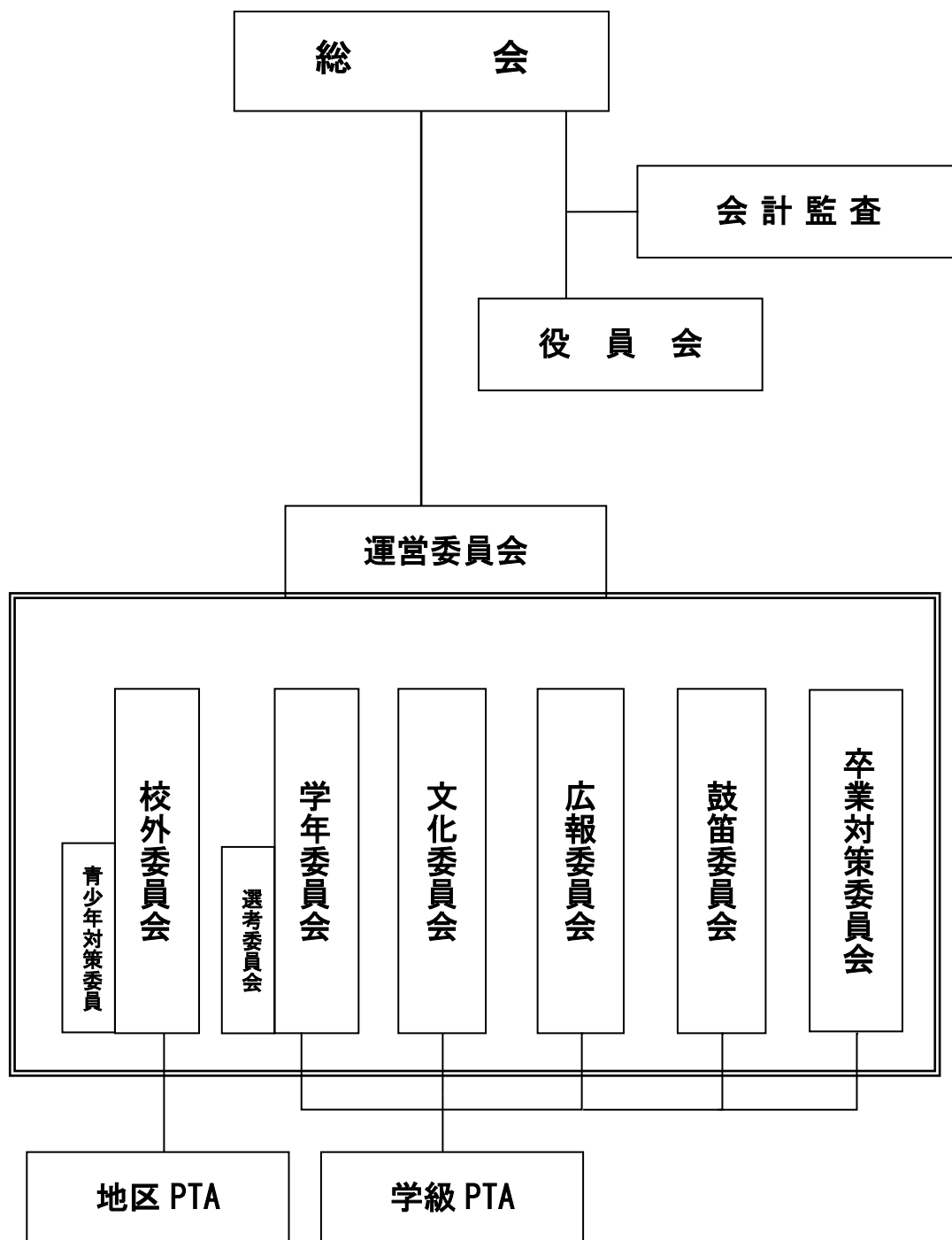


《保存版》

会員のしおり

府中第一小学校PTA

PTA組織図



府中市立府中第一小学校 P T A 規約

第一章 名称と事務所

第一条 この会は、府中市立府中第一小学校 P T A（父母と教師の会）といい、事務所を同校内におく。

第二章 目的と方針

第二条 この会は、父母と教師が力を合わせて、学校と家庭と社会における、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第三条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 一、学校と家庭の緊密な連携によつて、児童の生活環境をより良くする。
 - 二、会員の親睦により、お互いの理解を深め教養を高める。
 - 三、児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する。
 - 四、その他、この会の目的を達成するための活動をする。
- ただし、(一) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
(二) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
(三) 学校の人事その他管理には干渉しない。

第三章 会 員

第四条 この会の会員は、本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる人、ならびに本校の教職員とする。

第五条 この会の会員は、総会で定められた会費を納める。

第六条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利がある。

第七条 この会の会員は、府中市公立学校 P T A 連合会の会員となる。

第四章 会 議

第八条 この会に次のような会議をおく。

一、総 会 二、運営委員会 三、常置委員会

第九条 総会は、この会の最高決議機関で、毎年五月に開催する。

一、総会では、次のことを行う。

- ・ 前年度の活動報告および決算の承認
- ・ 本年度活動計画案および予算案の承認
- ・ 役員ならびに会計監査の選出
- ・ 規約の変更
- ・ その他、重要な事項についての審議決定

二、総会は、会員の五分の一以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で会員が出席できないときは、その権限を会長または出席会員に委任することができる。

三、採決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第十条 会長もしくは、運営委員会が必要と認めた場合、または、会員の十分の一以上の要求があった場合に臨時総会を開くことができる。（総会に準じて行う）

第十一条 運営委員会は、役員・各常置委員会・臨時委員会・卒業対策委員会の正副委員長ならびに校長によって構成される。

第十二条 運営委員会は、PTA規約と総会で議決した事項について、責任をもって活動する。

第十三条 運営委員会は、会長がその必要を認めるとき、または構成員の四分の一以上の要求があったときに開かれる。

第十四条 運営委員会は、次のような活動を行う。

- 一、総会の議事・日程の立案や報告書作成
- 二、常置委員会での活動計画の調整
- 三、緊急な必要事項の審議および処理
- 四、その他目的達成に必要な事項

第十五条 運営委員会は、必要に応じて臨時の委員会を設けることができる。

第十六条 各委員会は、運営委員会の承認を得て、それぞれの活動を行う。

第十七条 常置委員会には、次の委員会をおく。

- ・ 学年委員会
- ・ 文化委員会
- ・ 広報委員会
- ・ 鼓笛委員会
- ・ 校外委員会

第十八条 各常置委員会には、委員長一名、副委員長若干名をおく。

第十九条 委員長および副委員長（教師・父母より若干名）は、各委員会の互選による。（ただし学校側は除く）

第二十条 会長は、必要に応じ、運営委員会の同意を得て、合同委員会を開くことができる。

第二十一条 卒業対策委員会は、卒業行事の推進に協力する。

第五章 役員ならびに会計監査

第二十二条 この会に、役員ならびに会計監査をおく。

任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。（学校側は除く）

- ・ 会長 長 一名
- ・ 会長補佐 一名（会長の交代予定がある時のみ設置する）
- ・ 副会長 長 三名（内学校側一名）
- ・ 書記 三名（内学校側一名）
- ・ 会計 計 三名以内（内学校側一名）
- ・ 会計監査 三名（内学校側一名）
- ・ 庶務 二名

第二十三条 役員ならびに会計監査は、総会で決定する。

ただし、事情により役員の補充を必要としたときは、運営委員会で候補者を選出し、合同委員会で承認を得る。任期は残任期間とする。

第二十四条 役員は次の仕事を行う。

- 一、会長は、この会を代表して会務を統括する。総会および運営委員会を召集し、また運営委員会の承認を経て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- 二、会長補佐は、会長の職務を補佐する。
- 三、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときその代理をつとめる。
- 四、書記は、総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関することを記録し保管する。また会長の指示にしたがって事務を処理する。
- 五、会計は、この会の財産を管理し、総会で決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を処理する。
- 六、庶務は、会の環境を整え、役員が専門業務に専念できるよう、事務面での支援業務に従事する。

第二十五条 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を次の年度はじめの総会に報告する。

第六章 役員ならびに会計監査の選出

第二十六条 役員ならびに会計監査の選出は、別に規則で定める選考委員会が行う。ただし、書記・会計・会長補佐の選出については、会長がこれを委嘱する。

第二十七条 役員ならびに会計監査は、選考この会の活動に必要な経費は、会費およびその他の収入でまかなう。委員を兼ねることができない。

第七章 経 理

第二十八条 この会の会員は、年額一九〇〇円の会費を納入することとする。

第二十九条 この会の活動に必要な経費は、会費およびその他の収入でまかなう。

第三十条 この会の経理は、総会で決定した予算にもとづいて行う。

第三十一条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第三十二条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる。

第八章 改正および付則

第三十三条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得て変更することができる。

また改正案は、総会の開催七日前までに、全会員に知らせなければならない。

第三十四条 以上の規約のもとに円滑なPTA活動を行う規則を設ける。

第三十五条 必要な規則、または規則の変更は合同委員会決定する。

総会議事規則

第一条 総会を召集する場合、会長は七日前までに全会員に開催の日時・場所および議題を通知しなければならない。ただし臨時総会の場合はこの限りでない。

第二条 司会者は、運営委員会の推薦により選出される。

第三条 司会者は、総会が終了するまでの進行を努める。

第四条 議長は、会員の中から総会で選出される。

第五条 議長は、次の職務と権限を持つ。

一、出席者全員に公正な発言の機会を与える。

二、発言者以外の発言を止めさせる。

三、可否同数のときは、いずれかに決める。

四、議事進行を妨害する者に注意をうながし、なお退場を命じることができる。
五、その他、議事進行上必要な事項を処理する。

第六条 議長が、個人として意見を述べたいときは議席を離れて発言する。

第七条 総会に書記若干名をおく。

第八条 総会書記は、議長の指示をうけ、総会事務および記録に従事する。

また、職務に支障のない限り席を離れて発言することができる。

第九条 総会出席者は、全員総会において自由に発言し、議決する権利がある。

第十条 採決は、規約に特別の定めがある場合のほか出席全員の過半数で決める。

第十一条 重要議案の採決は、原則として無記名投票とする。

常置委員会規則

第一条 学年委員会・文化委員会・広報委員会は、それぞれ各学級PTAから選出された委員二名以内と教師若干名によって構成される。

第二条 学年委員会は、各学級および学年の諸活動の連絡調整にあたる。また学校内の教育環境の整備に協力する。

第三条 文化委員会は、会員相互の親睦と研修に努める。

第四条 広報委員会は、広報「あおぎり」を発行して情報の伝達、意見の交換に努める。

第五条 鼓笛委員会は、わかば鼓笛隊の支援に努める。

第六条 校外委員会は、各地区PTAから選出された委員若干名（内代表者一名）および教師若干名によって構成される。

第七条 校外委員会は、各地区PTAの密接な連絡調整によって、児童の校外生活がよりよく行われるよう協力する。また地域の教育環境の改善に努める。

第八条 各委員会は、目的達成に必要な事項について充分検討し、実行する。また学校の各種行事にもすすんで協力する。

卒業対策委員会規則

- 第一条 委員会は、六年の各学級PTAから選出された二名によつて構成される。また教職員と連携を保ちながら活動する。
- 第二条 卒業対策費は、卒業対策委員会がこれを集金および管理し、本会会計監査が監査する。残金は府中第一小学校わかば鼓笛隊への募金とする。
- 第三条 卒業対策委員会は、経過について運営委員会で報告し、次の年度はじめの総会で決算報告する。

役員ならびに会計監査選考規則

- 第一条 役員ならびに会計監査の選出は、毎年五月の総会において行われる。
- 第二条 選考委員会は、学年委員より六名以上総員の半分以上および、教員より選出された二名、運営委員会より選出された一名の委員によつて構成される。
- 第三条 選考委員会は、総会の十五日前までに定員または定員以上の候補者を審議選考し、本人の承諾書を受け取り保管する。また、その結果を総会に提出する。(学校側は除く)
- 第四条 選考委員会に委員長一名、副委員長二名をおく。正副委員長は委員の互選とする。
- 第五条 もし、定員以上の候補者により選挙を必要としたときは、選挙管理委員会を設ける。
- 第六条 選挙管理委員会は、各委員会より互選された若干名により構成される。ただし、候補者は選挙管理委員になれない。
- 第七条 選挙管理委員会は、次のことを行う。
 - 一、候補者の届出を受理
 - 二、選挙の十日前までに候補者の氏名・住所・性別・所属地区およびPTAにおける経歴の発表
 - 三、候補者の資格審査
 - 四、投票および開票の管理
 - 五、当選の確認と発表
 - 六、その他選挙に必要な事項
- 第八条 選挙は無記名とし、得票の多い順に決定する。得票が同数のときは生年月日順とする。
- 第九条 投票方法については、選挙管理委員会で検討決定する。

第十条 投票は、選挙管理委員会より渡された用紙により、選挙管理委員会の指示にしたがって行う。

第十一条 任期中役員ならびに会計監査に欠員が生じたときは、PTAの規約二十二条によつて決定する。

経 理 な ら び に 監 査 規 則

第一条 本会の経理に関してこの規則外の場合は、運営委員会の責任において処理することができる。

第二条 本会の契約および出納は、原則として運営委員会の決定により行う。ただし、緊急を要するもの、恒例的処理事項の支払いについては、会計の責任において処理し、後に運営委員会の承認をうける。

第三条 本会の出納は、すべて関係責任者の認印ある証書をそえて会計を通じて行う。

第四条 長時間にわたるPTA活動(単PおよびP連)に必要なとする経費は、会計へ申請することによって支払われる。ただし、会長の承認を必要とする。

第五条 会長は、会計経理の事務を他の者に委任することができる。

第六条 会計は、次の帳簿および書類を備える。そのほか必要に応じて他の書類・帳簿等も備える。帳簿は会員の求めに応じて公開する。

- 一、金銭出納帳
- 二、元 帳
- 三、領 収 簿
- 四、出金伝票
- 五、入金伝票
- 六、預金通帳

第七条 帳簿および書類は毎月末締切り、毎学期、会長・副会長の認印をうけた後、会計監査をうける。また必要に応じて随時監査をうける。

第八条 帳簿および書類の保存期間は、使用後満三年とする。

第九条 会計監査は、監査のつどこれを報告し、年次監査の場合は総会に報告する。

慶 弔 ・ 表 彰 規 則

第一条 この規則は、会員および児童の慶弔・表彰に関する事項を定める。

第二条 この規則による支出基準は、次のとおりとする。ただし、運営委員会で必要と認めるときは金額を変更することができる。

一、会員または児童の死亡 五〇〇〇円

第三条 前条の規則による支出金は、物品を持って代えることができる。

第四条 本会の会員で本会に功労のあったとき運営委員会で協議の上、感謝状をおくり謝意を表す。

第五条 この規則のほかに運営委員会がその必要を認めるときは、その意を表すことができる。

事務員に関する規則

第一条 この規則は、本会の事務員の勤務・給料および退職に関する事項を定める。

第二条 事務員の勤務および給料については、毎年度はじめに運営委員会で決定する。

第三条 退職金は、勤続年数一年につき原則として給料一カ月分とする。(引当金をこれに当てる)

第四条 早出および残業の場合、時間給を支給する。

第五条 この規則以外の支出を必要と認めた場合、会長は運営委員会の決定により支給し、総会に報告する。

個人情報取扱に関する規則

第一条 この会が、PTA活動を運営するにあたり必要とする個人情報の取得、利用・提供及び管理について、別途定める「個人情報取扱規則」に基づき、適正に運用するものとする。

付記	
昭和三十五年六月三十日	規約変更
昭和三十六年二月十日	規約変更（総会議事・慶弔・旅費）
昭和三十七年六月二十八日	規約変更
昭和四十一年二月八日	規約変更
昭和四十一年二月十七日	規則変更（常置・選挙・経理ならびに監査）
昭和四十四年四月一日	規則変更（事務員に関する）
昭和四十五年四月十七日	規約変更
昭和四十六年四月二十一日	規約および規則変更（常置）
昭和四十七年四月二十二日	規約変更
昭和五十一年四月一日	規則変更（慶弔）
昭和五十三年二月九日	規約および規則変更
昭和五十九年四月二十五日	規約一部変更（役員任期に関する）
平成九年四月二十四日	規約および規則変更（慶弔）
平成二十四年五月十八日	規約変更

	付記	(続	き)
平成二十五年五月十日	規則変更		
平成二十七年五月十二日	規則変更		
平成三十年六月三十日	規約および規則変更(組織図・経費・卒業対策委員会規則)		
令和二年二月二十九日	規則変更		

令和二年三月 P T A 本部 発行